

令和8年分の所得税等の確定申告書

(案)

- ※令和7年分の所得税等の確定申告書等様式から変更のあった主な様式を掲載しております。
- ※この確定申告書(案)は、令和9年1月以降に使用が可能となります(今後変更する場合があります。)
- ※所得税等の確定申告書について、令和8年分から控用(複写式)が廃止になります。



L01 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の

G01

申告書

右の余白部に以下の申告の種類を記載し、この欄に該当番号を記載してください。

1. 確定 2. 修正 3. 準確定 4. 準確定の修正

年 月 日 提出

提出先

F01

税務署長

生年
月 日

元号

年

月

日

納税地 (区分 K05, 郵便番号 F05, 個人番号 F02, フリガナ F03, 氏名 F04, 職業 K02, 屋号 K04, 青色 G03, 分離 G04, 国出 G05, 損失 G06, 修正 G07, 特農 G08, 電話番号 F07)

収入金額等 (事業等 G09, 農業 G10, 不動産 G11, 配当 G31, 給与 G13, 公的年金等 G14, 雑業務 G15, 短期 G36, 長期 G37, 一時 G38, 所得金額等 (事業等 G39, 不動産 G41, 利子 G42, 配当 G43, 給与 G44, 公的年金等 G45, 雑業務 G46, その他 G47, ⑦から⑨までの計 G48, 総合譲渡一時 G49, 合計 G50), 所得から差し引かれる金額 (社会保険料 G51, 小規模企業共済等掛金 G52, 生命保険料 G53, 地震保険料 G54, 寡婦・ひとり親 G55, 勤労学生・障害者 G56, 配偶者(特別) G57, 扶養 G58, 特定親族特別 G110, 基礎 G59, ⑬から⑮までの計 G60, 雑損 G61, 医療費 G62, 寄附金 G63, 合計 G64), 税 (課税される所得金額 (12-30) 又は第三表上の③に対する税額又は第三表の94 配当控除 (31-33), G22 (34), 住宅借入金 G23, G24 (35), 政党等寄附金等特別控除 (36-38) G70 (00), 住宅耐震改修特別控除等 G25 (39-41) G71, 差引所得税額 (42-33-34-35-36-37-38-39-40-41) (42) G72, 災害減免額 (43) G73, 再差引所得税額(基準所得税額) (42-43) (44) G74, 復興特別所得税額 (44 x 2.1%) (45) G75, 所得税及び復興特別所得税の額 (44 + 45) (46) G76, 外国税額控除等 G26 (47-48) G77, 源泉徴収税額 (49) G78, 申告納税額 (46-47-48-49) (50) G79, 予定納税額 (第1期分・第2期分) (51) G80, 第3期分納める税金の税額 (50-51) 還付される税金 (52) G81 (00), 修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載) (54) G83, 第3期分の税額の増加額 (55) G84 (00), 公的年金等以外の合計所得金額 (56) G85, 配偶者の合計所得金額 (57) G86, 専従者給与(控除)額の合計額 (58) G87, 青色申告特別控除額 (59) G88, 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (60) G89, 未納付の源泉徴収税額 (61) G90, 本年分で差し引く繰越損失額 (62) G91, 平均課税対象金額 (63) G92, 変動・臨時所得金額 G27 (64) G93, 延届の出還受付けられる税金の所 (申告期限までに納付する金額 (65) G94 (00), 延納届出額 (66) G95 (0000)), 金融機関名 Z01, 支店名 Z03, 預金種類 Z05, 口座番号 Z06, 記号番号 Z08, 郵便局名 Z07, 公金受取口座登録の同意 G96, 公金受取口座登録の利用 G97)

税理士署名 R01, 30条 G103, 電話番号(税理士) R02, 33条の2 G104, 整理欄 (通信日付印 F12, 区分 A G99, E E03, 作成 E02, 予備 G101, K22, 確認)

(単位は円)



納税地 屋号 フリガナ氏名

○ 本人に関する事項(17~20)

寡婦 ひとり親 勤労学生 障害者 特障害別者

○ 雑損控除に関する事項(27)

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

○ 寄附金控除に関する事項(29)

寄附先の名称等 寄附金

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(11)

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

Table with 4 columns: 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 6 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の名称, 給与などの支払者の法人番号又は所在地等, 収入金額, 源泉徴収税額

特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項(6, 15, 20~24, 35, 40)

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 特親, 住宅特個, 住民税, その他

○ 事業専従者に関する事項(58)

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 住民税, 事業税, 退職所得のある配偶者・親族の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 退職所得を除く所得金額, 障害者, その他

Table with 4 columns: 上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所, 所得税で控除対象配偶者などとした専従者

第二表(令和八年分以降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。



納税地 _____
 屋号 _____
 フリガナ _____
 氏名 _____

特 例 適 用 条 文											
法		条						項		号	
G01		G02	条の	G03	の	G04	G05	項	G06	号	
G07		G08	条の	G09	の	G10	G11	項	G12	号	
G13		G14	条の	G15	の	G16	G17	項	G18	号	

(単位は円)

収入金額	分	短期譲渡	一般分		G19	税	
			軽減分	㊄			G20
分離課税	長期譲渡	一般分		G21	税		
		特定分	㊅			G22	
			軽課分	㊆	G23		
			一般株式等の譲渡	㊇	G24		
			上場株式等の譲渡	㊈	G25		
			上場株式等の配当等	㊉	G26		
			先物取引	㊊	G27		
			山林	㊋	G28		
			退職	㊌	G29		
所得金額	分	短期譲渡	一般分		G30	税	
			軽減分	㊍			G31
分離課税	長期譲渡	一般分		G32	税		
		特定分	㊎			G33	
			軽課分	㊏	G34		
			一般株式等の譲渡	㊑	G35		
			上場株式等の譲渡	㊒	G36		
			上場株式等の配当等	㊓	G37		
			先物取引	㊔	G38		
			山林	㊕	G39		
			退職	㊖	G40		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の㊗)				㊘	G41	
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㊙)				㊚	G42	
		㊘	対応分	㊛	G43	000	
		㊛	対応分	㊜	G44	000	
		㊜	対応分	㊝	G45	000	
		㊝	対応分	㊞	G46	000	
		㊞	対応分	㊟	G47	000	
		㊟	対応分	㊠	G48	000	
		㊠	対応分	㊡	G49	000	
		㊡	対応分	㊢	G50	000	

税金の計算	税	78 対応分		G51
		86	87	
		79 対応分	88	G53
		80 対応分	89	G54
		81 対応分	90	G55
		82 対応分	91	G56
		83 対応分	92	G57
		84 対応分	93	G58
		86 から 93 までの合計 (申告書第一表の㊣に転記)		94 G59
その他	株式等	本年分の(72)、(73)から差し引く繰越損失額		95 G60
		翌年以後に繰り越される損失の金額		96 G61
	配当等	本年分の(74)から差し引く繰越損失額		97 G62
	先物取引	本年分の(75)から差し引く繰越損失額		98 G63
		翌年以後に繰り越される損失の金額		99 G64

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
差引金額の合計額			100 G65	
特別控除額の合計額			101 G66	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	102 G67
------------------------	---------

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般		
短期		
特定役員		

整理欄	B G68
-----	-------

第三表 (令和七年分以降用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。



納税地		フリガナ氏名	
-----	--	--------	--

1 損失額又は所得金額

(単位は円)

A		経常所得(申告書第一表の①から⑥までの計 + ⑩の合計額)					67	
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	① 収入金額	② 必要経費等	③ 差引金額 (① - ②)	④ 特別控除額	⑤ 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡			㊦		68
		短期	総合譲渡			㊧		69
	長期	分離譲渡				㊨		70
		長期	総合譲渡			㊩		71
	一時							72
C	山林						73	
D	退職	一般						74
		短期						
		特定役員						
E	一般株式等の譲渡							75
	上場株式等の譲渡							76
	上場株式等の配当等							77
F	先物取引							78
79		分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額		80		上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		特例適用条文

第四表 (一) (令和七年分以降用)

2 損益の通算

所得の種類		① 通算前		② 第1次通算後		③ 第2次通算後		④ 第3次通算後		⑤ 損失額又は所得金額			
A	経常所得	67		第1		第2		第3					
B	譲渡	短期	総合譲渡	1	次	通	算	3	次	通			
		短期	総合譲渡								69		
	長期	分離譲渡 (特定損失額)	70								△		
		長期	総合譲渡								71		
一時		72											
C	山林▶		73						㊫			
D	退職▶				74							
損失額又は所得金額の合計額									81				



第四表 (二) (令和七年分以降用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

(単位は円)

青色申告者の損失の金額					82	G01		
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					83	G02		
変動所得の損失額					84	G03		
被災資産の損失用額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額(A-B)
	山林以外	営業等・農業			・			85
		不動産			・			86
	山林				・			87
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					88	G04		
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					89	G05		

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			(A) 前年分までに引ききれなかった損失額	(B) 本年分で差し引く損失額	(C) 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)	
A __年 (3年前)	純	__年が青色の場合	山林以外の所得の損失		G06	/	
			山林所得の損失		G07		
	損	__年が白色の場合	変動所得の損失				G08
			被災事業用資産の損失	山林以外			G09
				山林			G10
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					G11
	雑損失				G12		
B __年 (2年前)	純	__年が青色の場合	山林以外の所得の損失		G13	G27	
			山林所得の損失		G14	G28	
	損	__年が白色の場合	変動所得の損失			G15	G29
			被災事業用資産の損失	山林以外		G16	G30
				山林		G17	G31
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G18	G32
	雑損失				G19	G33	
C __年 (前年)	純	__年が青色の場合	山林以外の所得の損失		G20	G34	
			山林所得の損失		G21	G35	
	損	__年が白色の場合	変動所得の損失			G22	G36
			被災事業用資産の損失	山林以外		G23	G37
				山林		G24	G38
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G25	G39
	雑損失				G26	G40	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					90	G41	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					91	G42	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					92	G43	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額						93	

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

94	G44	
----	-----	--

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

95	G45	
----	-----	--

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

96	G46	
----	-----	--



令和 年分の所得税及び復興特別所得税の
申告書(損失申告用)付表
(特定非常災害の被災者の方用)

申告書(損失申告用)付表

第四表付表(一)

納税地	フリガナ 氏名
-----	------------

この付表は、所得税法第70条の2《特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例》、同法第71条の2《特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例》、震災特例法第5条《雑損失の繰越控除の特例》又は同法第7条《純損失の繰越控除の特例》の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

○純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

(単位は円)

事業所得	事業資産特定災害損失額	㊦	
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㊧	
	㊦/㊧ ≥ 0.1 のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。 該当・非該当	
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	㊨	
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㊩	
	㊨/㊩ ≥ 0.1 のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。 該当・非該当	

○翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	82	G01						
		被災純損失金額(所得税法)	82'	G09						
		被災純損失金額(震災特例法)	82''	G02						
		要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	82'''	G10					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		83	G03							
変動所得の損失額		84	G04							
被災事業用資産の損失額	山林	営業等・農業	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㊰ 損害金額	㊱ 保険金などで補填される金額	㊲ 差引損失額(㊰-㊱)	
			うち 棚卸資産特定災害損失額						85	
	山林	営業等・農業	うち 固定資産特定災害損失額						85'	
			うち 棚卸資産震災損失額						85''	
			うち 固定資産震災損失額						85'''	
			うち 固定資産震災損失額						85''''	
	山林以外	不動産	うち 固定資産特定災害損失額						86	
			うち 固定資産震災損失額						86'	
			うち 固定資産震災損失額						86''	
			うち 固定資産震災損失額						86'''	
	山林	山林	うち 固定資産特定災害損失額						87	
			うち 固定資産震災損失額						87'	
うち 固定資産震災損失額								87''		
うち 固定資産震災損失額								87'''		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	88	G05						
		被災純損失金額(所得税法)	88'	G06						
		被災純損失金額(震災特例法)	88''	G11						
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	88'''	G12					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	89	G07						
		被災純損失金額(所得税法)	89'	G08						
		被災純損失金額(震災特例法)	89''	G13						
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	89'''	G14					

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。



令和08年分の所得税及び復興特別所得税の
(特定非常災害の被災者の方用)

申告書(損失申告用)付表

4 繰越損失を差し引く計算(5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

(単位は円)

年分	損失の種類			①前年分までに引ききれなかった損失額	②本年分で差し引く損失額		③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)	
A 令和3年 (5年前)	純 損	令和3年 が 青色の 場合	要件 該当	特定非常災害発生年純 損失	山林以外			
				山 林				
	損	令和3年 が 白色の 場合	要件 該当	特定非常災害発生年特 定純損失	山林以外			
				山 林				
	失	被災純損失 (青・白)	要件 非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外			
					山 林			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G01			
		山 林		G02				
雑 損 失	特定雑損失(所得税法)							
	特定雑損失(震災特例法)				G03			
B 令和4年 (4年前)	純 損	令和4年 が 青色の 場合	要件 該当	特定非常災害発生年純 損失	山林以外			
				山 林				
	損	令和4年 が 白色の 場合	要件 該当	特定非常災害発生年特 定純損失	山林以外			
				山 林				
	失	被災純損失 (青・白)	要件 非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外			
					山 林			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G04			
		山 林		G05				
雑 損 失	特定雑損失(所得税法)							
	特定雑損失(震災特例法)				G06			
C 令和5年 (3年前)	純 損	令和5年 が 青色の 場合	要件 非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外	G07		
				山 林		G08		
	損	令和5年 が 白色の 場合	要件 非該当	変動所得の損失		G09		
					被災事業用 資産の損失	山林以外	G10	
				山 林		G11		
	失	被災純損失 (青・白)	要件 該当	特定非常災害発生年特 定純損失	山林以外			
					山 林			
			要件 非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外	G46		
					山 林		G47	
					被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G12	
			山 林		G13			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					G14		
	雑 損 失	特定雑損失以外の雑損失				G15		
特定雑損失(所得税法)				G50				
特定雑損失(震災特例法)				G16				

第四表付表(二)

この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。



令和08年分の所得税及び復興特別所得税の
(特定非常災害の被災者の方用)

申告書(損失申告用)付表

第四表付表(三)

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)

(単位は円)

年分	損失の種類			①前年分までに引ききれなかった損失額	②本年分で差し引く損失額	③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)
令和6年 (2年前)	純	令和6年 が青色の場合	要件非該当 被災純損失 以外の損失	山林以外	G01	G24
			山林	G02	G25	
			要件該当 特定非常災害 発生年純損失	山林以外	G67	G69
			山林	G68	G70	
		令和6年 が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失		G03	G26
			被災事業用 資産の損失	山林以外	G04	G27
			山林	G05	G28	
			要件該当 特定非常災害 発生年特定 純損失	山林以外	G71	G73
	山林	G72	G74			
	失	被災純損失 (青・白)	要件非該当 被災純損失 (所得税法)	山林以外	G53	G60
			山林	G54	G61	
		被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G06	G29	
		山林	G07	G30		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G08	G31
雑損失	特定雑損失以外の雑損失			G09	G32	
	特定雑損失(所得税法)			G55	G62	
	特定雑損失(震災特例法)			G10	G33	
令和7年 (前年)	純	令和7年 が青色の場合	要件非該当 被災純損失 以外の損失	山林以外	G11	G34
			山林	G12	G35	
			要件該当 特定非常災害 発生年純損失	山林以外	G56	G63
			山林	G57	G64	
		令和7年 が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失		G13	G36
			被災事業用 資産の損失	山林以外	G14	G37
			山林	G15	G38	
			要件該当 特定非常災害 発生年特定 純損失	山林以外	G58	G65
	山林	G59	G66			
	失	被災純損失 (青・白)	要件非該当 被災純損失 (所得税法)	山林以外	G47	G50
			山林	G48	G51	
		被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G16	G39	
		山林	G17	G40		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G18	G41
雑損失	特定雑損失以外の雑損失			G19	G42	
	特定雑損失(所得税法)			G49	G52	
	特定雑損失(震災特例法)			G20	G43	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				⑨0	G21	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				⑨1	G22	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				⑨2	G23	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額					⑨3	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額

⑨4	G44	
----	-----	--

特定雑損失(所得税法)の金額

⑨4'	G45	
-----	-----	--

特定雑損失(震災特例法)の金額

⑨4''	G46	
------	-----	--



L01 令和 08 年分 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

フリガナ	F03				
氏名	F04				
住所	郵便番号	F05	-	電話番号	F07 - -
		F06			

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	E01				
氏名	E02				
フリガナ	E03				
氏名	E04				

一面

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項					土地等に関する事項				
	元号	年	月	日		元号	年	月	日	
居住開始年月日	⑦	N01				N03				
契約日 契約区分	G01	⑧	N02							
補助金等控除前の取得対価の額	⑨	G02				⑩	G05			
交付を受ける補助金等の額	⑪	G03				⑫	G06			
取得対価の額 (⑨-⑪)(⑩-⑫)	⑬	G04				⑭	G07			
総(床)面積	⑮	C01				⑯	C03			
うち居住用部分の(床)面積	⑰	C02				⑱	C04			

3 増改築等をした部分に係る事項

	元号					年					月					日					
	居住開始年月日	⑲	N04																		
契約日	⑳	N05																			
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉑	G08																			
交付を受ける補助金等の額	㉒	G09																			
増改築等の費用の額 (㉑-㉒)	㉓	G10																			
㉓のうち居住用部分の金額	㉔	G11																			
増改築等をした家屋の総床面積	㉕	C05																			

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉖ 家屋	㉗ 土地等	㉘ 合計	㉙ 増改築等
あなたの共有持分	G12	G17		G25
※共有の場合のみ書いてください。	G13	G18		G26
(㉖、㉗、㉘) × ①	㉚ (㉖×㉖の①)	㉛ (㉗×㉗の①)	(㉚+㉛)	㉜ (㉙×㉙の①)
※共有でない場合は、㉚、㉛、㉜を書きください。	G14	G19	G22	G27
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	G15	G20	G23	G28
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉚-㉛)	G16	G21	G24	G29

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30	8%	G31	10%	G32	税率が10%の場合に㉑、㉒に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	G33
--------	-----	----	-----	-----	-----	--	-----

6 特例対象個人に係る事項等

夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等に同居したとき等は、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照し、右の欄に該当する数字を書いてください。

G34

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉞ 住宅のみ	㉟ 土地等のみ	㊱ 住宅及び土地等	㊲ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉞ G35	G39	G43	G47
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表の㉟の割合)	㉟ C06	C08	C10	C12
住宅借入金等の年末残高 (付表の㊱の金額)	㊱ G36	G40	G44	G48
㉞と㊱のいずれか少ない方の金額	㊲ G37	G41	G45	G49
居住用割合	㊳ ㉞÷㉞	C07	㊴ ㉟÷㉟	C09
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(㊲×㊳)	㊴ G38	G42	G46	G50
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊴の㊴+㊴の㊴+㊴の㊴+㊴の㊴)	㊵ G51			

8 住宅借入金等特別控除額

住宅借入金等特別控除額 ※二面の該当する番号及び金額を転記します。

番号	G60	⑫	G61	00
----	-----	---	-----	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一一年中取得	G62	㉑又は㉒の金額(10%に係る部分のみ)	⑬	G63	重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㉑の金額を転記してください。	重複適用	G66	⑮	00
	家屋:1 増改築等:2	G64	㉚の㉚又は㉛の㉛の金額(10%に係る部分のみ)	⑭	G65					

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。

G68

令和08年分 住宅借入金等特別控除額の計算

様式ID NTAOKOB130020210



氏名 _____

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪										
番号	居住の用に供した日等	算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)							
1	認定長期優良住宅又は買取再販住宅 令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に居住の用に供した場合	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0	5	新築住宅又は買取再販住宅	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円) 円 0 0					
		令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高35万円) 円 0 0			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円) 円 0 0					
		令和4年中又は令和5年中に入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高35万円) 円 0 0		6	中古住宅	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円) 円 0 0				
		令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高24万5千円) 円 0 0				認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高40万5千円) 円 0 0			
		令和8年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0					令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高45万円) 円 0 0			
		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高21万円) 円 0 0				7	令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0			
	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円) 円 0 0	8	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円 0 0							
	2	認定長期優良住宅又は買取再販住宅 令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき		$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円 0 0	ZEH水準省エネ住宅	新築住宅又は買取再販住宅	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円) 円 0 0			
			住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円) 円 0 0	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人以外が入居			$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高40万5千円) 円 0 0				
			認定住宅等の取得に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	ZEH水準省エネ住宅(※2)	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人以外が入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高24万5千円) 円 0 0	9	中古住宅	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高45万円) 円 0 0
						令和4年中又は令和5年中に入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0			令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0
					中古住宅	令和8年中に特例対象個人以外が入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高24万5千円) 円 0 0		震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和8年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高40万5千円) 円 0 0
令和8年中に特例対象個人が入居						$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$		(最高31万5千円) 円 0 0	令和8年中に特例対象個人以外が入居			$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高45万円) 円 0 0	
3	認定住宅等の取得に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	ZEH水準省エネ住宅(※2)	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高24万5千円) 円 0 0	10	中古住宅	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高40万5千円) 円 0 0			
				令和4年中又は令和5年中に入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0			令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0			
			中古住宅	令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高24万5千円) 円 0 0		省エネ基準適合住宅	令和8年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高40万5千円) 円 0 0			
				令和8年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高31万5千円) 円 0 0			令和8年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高27万円) 円 0 0			
			4	省エネ基準適合住宅(※2)	新築住宅又は買取再販住宅	令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高21万円) 円 0 0	11	中古住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高21万円) 円 0 0
						令和8年中に特例対象個人以外が入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高14万円) 円 0 0			新築住宅又は買取再販住宅	令和8年中に新築住宅に入居又は令和7年中若しくは令和6年中に入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$
	中古住宅	令和8年中に特例対象個人以外が入居			$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高21万円) 円 0 0	その他の住宅	令和8年中に買取再販住宅に入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$		(最高27万円) 円 0 0			
		令和8年中に特例対象個人が入居			$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高21万円) 円 0 0		中古住宅又は増改築等	令和8年中に入居		$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高27万円) 円 0 0		
	5	その他の住宅等に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から14のいずれかを選択する場合を除きます。)			新築住宅又は買取再販住宅	令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高28万円) 円 0 0	12		新築住宅又は買取再販住宅	令和4年中又は令和5年中に入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$	(最高45万円) 円 0 0
						令和6年中又は令和7年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高28万円) 円 0 0				中古住宅又は増改築等	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$
			中古住宅	令和4年中又は令和5年中に入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高14万円) 円 0 0	省エネ基準適合住宅		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居	$\text{⑩} \times 0.009 = \text{⑫}$		(最高27万円) 円 0 0	
				令和8年中に特例対象個人以外が入居		$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$	(最高14万円) 円 0 0			平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円) 円 0 0		
中古住宅			令和8年中に特例対象個人が入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$		(最高21万円) 円 0 0	その他の住宅	令和4年中に居住の用に供した場合		住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円) 円 0 0		
			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居	$\text{⑩} \times 0.007 = \text{⑫}$		(最高21万円) 円 0 0								

二面は一面と一緒に提出してください。

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 令和	年 月 日	再居住開始年月日	平成 令和	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
その家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことに伴い、住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供した場合の再適用	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供した場合の適用 再び居住の用に供したことに伴い、初めてその家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
 ※2 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

○ 重複適用を受ける場合

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円 0 0
------------	---	---	----------

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。
 ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1) E01	(3) E03
(2) E02	(4) E04

※ 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分) 氏名 _____

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合計等		
取得した資産	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①	/			円		
	各共有者の共有持分 ②				—	—	—
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③				円	円	円
	土地等の取得対価の額 ④	/			円		
	各共有者の共有持分 ⑤				—	—	—
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥				円	円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦							
取得した資産に係る借入金	各共有者の自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円		
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨				(A+B+C)		
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				/		
	連帯債務による当初借入金額 ⑪					円	
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫						

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の2の⑦(増改築等の場合は3の②)及び2の②の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨)	⑬ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	%	100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭)	⑮	円	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮)	⑯					

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

L01 令和 年 分 収 支 内 訳 書 (一 般 用)



令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住所	フリガナ氏名
事業所所在地	電話番号 (自宅) (事業所)
業種名	加入団体名

新たに届出を行う事項	廃業	G43	廃業年月日	N01	元号	年	月	日
	青色申告取りやめ	G44	取りやめ年月分	L02	元号	年		
	資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請	G45	届出又は変更承認申請番号	G46	G47	G48		

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日又は取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容等を2ページに記入します。届出等の番号は「収支内訳書の書き方」をご確認ください。

区分 G01 ← 以下の該当番号を記載してください。 (自 U01 至 U02)
 1. 営業等 2. 雑 (業務)

(令和八年分以降用)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収入金額	売上(収入)金額	①	G02	経費	旅費交通費	㊦	G21
	家事消費	②	G03		通信費	㊧	G22
	その他の収入	③	G04		広告宣伝費	㊨	G23
	計 (①+②+③)	④	G05		接待交際費	㊩	G24
	期首商品(製品)棚卸高	⑤	G06		損害保険料	㊪	G25
仕入金額(製品製造原価)	⑥	G07	修繕費		㊫	G26	
小計 (⑤+⑥)	⑦	G08	消耗品費		㊬	G27	
期末商品(製品)棚卸高	⑧	G09	福利厚生費		㊭	G28	
差引原価 (⑦-⑧)	⑨	G10			㊮	G29	
差引金額 (④-⑨)	⑩	G11			㊯	G30	
売上原価	給料賃金	⑪	G12			㊰	G31
	外注工賃	⑫	G13		㊱	G32	
	減価償却費	⑬	G14		㊲	G33	
	貸倒金	⑭	G15	雑費	㊳	G34	
	地代家賃	⑮	G16	小計 (㊴~㊷までの計)	㊷	G35	
	利子割引料	⑯	G17	経費計 (⑪~⑳までの計+㊷)	㊸	G36	
	その他の経費	㉑	G18	専従者控除前の所得金額 (⑩-㊸)	㊹	G37	
租税公課	㉒	G19	専従者控除※	㊺	G38		
荷造運賃	㉓	G20	所得金額 (㊹-㊺)	㊻	G39		
水道光熱費	㉔	G20					

○給料賃金の内訳

氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
E01		円	円	円
E02				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数 G40			G41

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等 ※

氏名	年齢	続柄	従事月数
E04	歳		月
E05			
E06			
			延べ従事月数 G42

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

依頼税理士等	事業所在地
	氏名 (名称)
	電話番号

○売上（収入）金額の明細

売上先名		所在地		登録番号(法人番号)(※)		売上(収入)金額(円)	
E01		E02		E24		G01	
				G21			
E03		E04		E25		G02	
				G22			
E05		E06		E26		G03	
				G23			
上記以外の上の計						G05	
○仕入金額の明細		右記①のうち軽減税率対象(円)		G06	計(①)		G07

仕入先名		所在地		登録番号(法人番号)(※)		仕入金額(円)	
E09		E10		E28		G08	
				G25			
E11		E12		E29		G09	
				G26			
E13		E14		E30		G10	
				G27			
上記以外の上の計						G12	
○減価償却費の計算		右記⑥のうち軽減税率対象(円)		G13	計(⑥)		G14

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元号)(年)(月) 面積又は数量	①取得価額 (償却保証額) (円)	②償却の基礎 となる金額 (円)	償却方法	耐用年数 (年)	③償却率 又は 改定償却率	④年中の償却 期間(月)	⑤本年分の普通償却費 (円)	⑥特別償却 費(円)	⑦本年分の必要経費算入額 (円)	⑧未償却残高 (期末残高)(円)	摘要
E17	M01	G15					12					
E18	M02	G16					12					
E19	M03	G17					12					
E20	M04	G18					12					
E21	M05	G19					12					
E22	M06	G20					12					
計										⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額(円)	本年中の利子割引料(円)	左のうち必要経費算入額(円)

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等(円)		左の賃借料のうち必要経費算入額(円)
		賃借料	権利金等	

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請(この欄は新たに届出・申請を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種類	事業の種類又は資産の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法	摘要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価償却資産の取得年月日等を記入します。)



※登録番号を記載する場合は上段に、法人番号を記載する場合は下段に記入してください。なお、登録番号を記入する場合には、先頭に「T」を付けてください。

◎本年における特殊事情

E23	
-----	--

L01 令和 年 分 収 支 内 訳 書 (農 業 所 得 用)



令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請等を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住 所	業種名
	農園名
フリガナ氏名	電話番号

新 た に 届 出 を 行 う 事 項	廃業	G43	廃業年月日	N01	元号	年	月	日	
	青色申告取りやめ	G44	取りやめ年分	L02	元号	年			
	資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請				G45	番号	番号	番号	番号
					G46	G47	G48		

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日及び取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容等を2ページに記入します。届出等の番号は「収支内訳書の書き方」をご確認ください。

(自 U01 月 日 至 U02 月 日)

(令和八年分以降用)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)		
収 入 金 額	販 売 金 額	①	G01	そ の 他 の 経 費	修 繕 費	①	G21	
	家 事 消 費 金 額	②	G02		動 力 光 熱 費	②	G22	
	雑 収 入	③	G03		作 業 用 衣 料 費	③	G23	
	小 計 (①+②+③)	④	G04		農 業 共 済 掛 金	④	G24	
	農 産 物 の 期 首	農 産 物 の 期 首	⑤		G05	荷 造 運 賃 手 数 料	⑤	G25
		農 産 物 の 期 末	⑥		G06	土 地 改 良 費	⑥	G26
	小 計 (④-⑤+⑥)	⑦	G07			⑦	G27	
経 費	雇 人 費	⑧	G08		⑧	G28		
	小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨	G09		⑨	G29		
	減 価 償 却 費	⑩	G10		⑩	G30		
	貸 倒 金	⑪	G11	雑 費	⑪	G31		
	利 子 割 引 料	⑫	G12	農 作 物 以 外 の 期 首	⑫	G32		
	租 税 公 課	租 税 公 課	⑬	G13	農 作 物 以 外 の 期 末	⑬	G33	
		種 苗 費	⑭	G14	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	⑭	G34	
	素 畜 費	⑮	G15	小 計 (⑪~⑭までの計-⑬-⑭)	⑮	G35		
	肥 料 費	⑯	G16	経 費 計 (⑧~⑫までの計+⑬)	⑯	G36		
	飼 料 費	⑰	G17	専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑦-⑯)	⑰	G37		
	農 具 費	⑱	G18	専 従 者 控 除	⑱	G38		
	農 薬 費	⑲	G19	所 得 金 額 (⑰-⑱)	⑲	G39		
諸 材 料 費	⑳	G20	⑲のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	⑳	G40			

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金		合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	
		現	物		円	円
延 日						
その他 (人分)						
計				⑳	G41	

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名	年 齢	続 柄	従事月数
E01	歳		月
E02			
E03			
E04			
			延べ従事月数 G42

依 頼 税 理 士 等	事 業 所 在 地	
	氏 名 (名 称)	
	電 話 番 号	



○減価償却費の計算

(令和八年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元号)(年)(月)		取得価額 (償却保証額) (円)	償却の基礎 になる金額 (円)	償却方法	耐用年数 (年)	償却率 又は 改定償却率	◎本年中 の償却 期間(月)	Ⓐ本年分の 普通償却費 (円)	Ⓛ増(特別) 償却費 (円)	Ⓜ本年分の 償却費合計 (Ⓐ+Ⓛ)(円)	Ⓨ貸付 割合 (%)	Ⓩ本年分の必要 経費算入額 (Ⓜ×Ⓨ)(円)	ⓐ未償却残高 (期末残高) (円)	摘要	
	面積又は数量															
E01	M01		G01					-								
E02	M02		G02					-								
E03	M03		G03					-								
E04	M04		G04					-								
E05	M05		G05					-								
E06	M06		G06					-								
E07	M07		G07					-								
計													Ⓩ			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみⓁ欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 (円)	本年中の借入金利子 (円)	左のうち必要 経費算入額 (円)

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 (円)	左の賃借料のうち 必要経費算入額 (円)

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日		左のうち必要 経費算入額 (円)
		年	月・日	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 (円)	左のうち必要 経費算入額 (円)	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (円)

◎ 本年中における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記入してください。)

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等		数量	用途・種類等		数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	一戸建	建物	一戸建	一戸建	駐車場	屋根付	台
		一戸建以外		一戸建以外			青空	
	土地	契約件数	土地	契約件数				
	総面積	m ²		総面積	m ²			

E08	
-----	--

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請 (この欄は新たに届出・申請等を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種類	事業の種類又は資産の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法	摘要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価 償却資産の取得年月日等を記入します。)



L01 令和 年分所得税青色申告決算書（一般用）

令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請等を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住所	フリガナ氏名		新たに届出を行う事項	廃業	G46	廃業年月日	元号	年	月	日
事業所所在地	電話番号 (自宅/事業所)		青色申告取りやめ	G47	取りやめ年分	L02	元号 年			
業種名	屋号	加入団体名	資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請	G48	番号 番号 番号 番号					

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日及び取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容を4ページに記入します。届出等の番号は「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。

損益計算書 (自 U01 月 日 至 U02 月 日)

(令和八年分以降用)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)		
売 上 原 価	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	G01	経 費	消耗品費	⑰	G17	各 種 引 当 金 ・ 準 備 金 等	貸倒引当金	⑳	G34	
	期首商品(製品)棚卸高	②	G02		減価償却費	⑱	G18			㉑	G35	
	仕入金額 (製品製造原価)	③	G03		福利厚生費	㉒	G19			㉒	G36	
	小計(②+③)	④	G04		給料賃金	㉓	G20			計	㉓	G37
	期末商品(製品)棚卸高	⑤	G05		外注工賃	㉔	G21			専従者給与	㉔	G38
	差引原価(④-⑤)	⑥	G06		利子割引料	㉕	G22			貸倒引当金	㉕	G39
	差引金額 (①-⑥)	⑦	G07		地代家賃	㉖	G23				㉖	G40
経 費	租税公課	⑧	G08	貸倒金	㉗	G24			㉗	G41		
	荷造運賃	⑨	G09		㉘	G25		計	㉘	G42		
	水道光熱費	⑩	G10		㉙	G26		青色申告特別控除前の所得金額 (㉓+㉔-㉘)	㉙	G43		
	旅費交通費	⑪	G11		㉚	G27		青色申告特別控除額	㉚	G44		
	通信費	⑫	G12		㉛	G28		所 得 金 額 (㉙-㉚)	㉛	G45		
	広告宣伝費	⑬	G13		㉜	G29		● 青色申告特別控除については、「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。				
	接待交際費	⑭	G14	雑 費	㉝	G30		依 頼 税 理 士 等	事 業 所 在 地			
	損害保険料	⑮	G15	計	㉞	G32			氏 名 (名 称)			
修繕費	⑯	G16	差 引 金 額 (⑦-⑳)	㉞	G33		電 話 番 号					



(令和八年分以降用)

○月別売上（収入）金額及び仕入金額

月	売上（収入）金額 (円)	仕入金額 (円)
1	G01	G17
2	G02	G18
3	G03	G19
4	G04	G20
5	G05	G21
6	G06	G22
7	G07	G23
8	G08	G24
9	G09	G25
10	G10	G26
11	G11	G27
12	G12	G28
家事消費等	G13	
雑収入	G14	
計	G15	G29
うち軽減税率対象	G16	G30

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事月数 月	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
			給料賃金 円	賞与 円	合計 円	
E01						
E02						
E03						
E04						
その他（人分）						
計	延べ従事月数	G31				G32

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事月数 月	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
				給料 円	賞与 円	合計 円	
E06							
E07							
E08							
E09							
計	延べ従事月数	G33				G34	

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等		左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		円	円	
		権更賃		
		賃		
		権更賃		
		賃		

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。）

		金額 円
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）		⑥ (赤字のときは0)
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の④欄の金額を書いてください。）		⑦ (赤字のときは0)
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧
	青色申告特別控除額（「65万円又は55万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧
	青色申告特別控除額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

		金額 円
個別評価による本年分繰入額 （「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑤欄の金額を書いてください。）		①
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
	本年分繰入限度額 （②×5.5%（金融業は3.3%））	③
本年分繰入額		④
本年分の貸倒引当金繰入額 （①＋④）		⑤



○売上（収入）金額の明細

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	売上（収入）金額（円）
E13	E14	E15	G13
		G12	
E16	E17	E18	G15
		G14	
E19	E20	E21	G17
		G16	
上記以外の売上先の計			G20
			計 G21

※登録番号を記入する場合は上段に、法人番号を記入する場合は下段に記入してください。
 なお、登録番号を記入する場合には、先頭に「T」を付けてください。

○本年における特殊事情

E12	
-----	--

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	仕入金額（円）
E25	E26	E27	G23
		G22	
E28	E29	E30	G25
		G24	
E31	E32	E33	G27
		G26	
上記以外の仕入先の計			G30
			計 G31

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元号) (年) (月)		①取得価額 (償却保証額) (円)	②償却の基礎 になる金額 (円)	償却方法	耐用年数 (年)	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の 償却 期間(月)	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑥) (円)	⑦割増(特別) 償却費 (円)	⑧本年分の 償却費合計 (⑤+⑦) (円)	⑨事業専 用割合 (%)	⑩本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) (円)	⑪未償却残高 (期末残高) (円)	摘要	
	面積又は数量	面積又は数量														
E01	M01		G01					12								
E02	M02		G02					12								
E03	M03		G03					12								
E04	M04		G04					12								
E05	M05		G05					12								
E06	M06		G06					12								
E07	M07		G07					12								
計																

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

(令和八年分以降用)



貸借対照表 (資産負債調)

製造原価の計算

(令和 年 月 日現在)

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

●65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部				負 債 ・ 資 本 の 部			
科 目	月 日 (期首)	(円)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	(円)	月 日 (期末)
現 金	G01		G25	支 払 手 形	G50		G73
当 座 預 金	G02		G26	買 掛 金	G51		G74
定 期 預 金	G03		G27	借 入 金	G52		G75
その他の預金	G04		G28	未 払 金	G53		G76
受 取 手 形	G05		G29	前 受 金	G54		G77
売 掛 金	G06		G30	預 り 金	G55		G78
有 価 証 券	G07		G31		G56		G79
棚 卸 資 産	G08		G32		G57		G80
前 払 金	G09		G33		G58		G81
貸 付 金	G10		G34		G59		G82
建 物	G11		G35		G60		G83
建物附属設備	G12		G36		G61		G84
機 械 装 置	G13		G37		G62		G85
車 両 運 搬 具	G14		G38	貸 倒 引 当 金	G63		G86
工 具 器 具 備 品	G15		G39		G64		G87
土 地	G16		G40		G65		G88
	G19		G43		G68		G91
	G20		G44		G69		G92
	G21		G45		G70		G93
	G22		G46	事 業 主 借			G94
	G23		G47	元 入 金	G71		G95
事 業 主 貸			G48	青色申告特別控除 前の所得金額			G96
合 計	G24		G49	合 計	G72		G97

科 目	金 額 (円)
原 材 料 費	
期首原材料棚卸高	①
原 材 料 仕 入 高	②
小 計 (① + ②)	③
期末原材料棚卸高	④
差引原材料費 (③-④)	⑤
労 務 費	⑥
そ の 他 の 製 造 経 費	
外 注 工 賃	⑦
電 力 費	⑧
水 道 光 熱 費	⑨
修 繕 費	⑩
減 価 償 却 費	⑪
	⑫
	⑬
	⑭
	⑮
	⑯
雑 費	⑱
計	⑲
総製造費 (⑤+⑥+⑱)	⑳
期首半製品・仕掛品棚卸高	㉑
小 計 (⑳+㉑)	㉒
期末半製品・仕掛品棚卸高	㉓
製品製造原価 (㉒-㉓)	㉔

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ㉔欄の金額は、1ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請 (この欄は新たに届出・申請等を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種類	事業の種類又は資産・設備の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法	採用した年	摘要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価償却資産の取得年月日等を記入します。)



L01 令和

年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請等を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住所	業種名	
	農園名	
フリガナ氏名	電話番号	

新たに届出を行う事項	廃業	G50	廃業年月日	N01	元号	年	月	日
	青色申告取りやめ	G51	取りやめ年分	L02	元号	年		
	資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請	G52	番号	G53	番号	G54	番号	G55

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日及び取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容等を4ページに記入します。届出等の番号は「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。

損益計算書

(自 U01 月 日 至 U02 月 日)

(令和八年分以降用)

科目		金額 (円)		科目		金額 (円)		科目		金額 (円)		
収入金額	販売金額	①	G01	経費	作業用衣料費	⑮	G18	差引金額		⑳	G36	
	家事消費金額	②	G02		農業共済掛金	⑰	G19	各種引当金・準備金等	貸倒引当金		㉑	G37
	雑収入	③	G03		減価償却費	⑳	G20				㉒	G38
	小計 (①+②+③)	④	G04		荷造運賃手数料	㉑	G21				㉓	G39
	農産物の期首	⑤	G05		雇人費	㉒	G22		計		㉔	G40
	農産物の期末	⑥	G06		利子割引料	㉓	G23		繰入金等		㉕	G41
	計 (④-⑤+⑥)	⑦	G07		地代・賃借料	㉔	G24		貸倒引当金		㉖	G42
経費	租税公課	⑧	G08	土地改良費	㉕	G25			㉗	G43		
	種苗費	⑨	G09		㉖	G26			㉘	G44		
	素畜費	⑩	G10		㉗	G27			㉙	G45		
	肥料費	⑪	G11		㉘	G28	青色申告特別控除前の所得金額 (㉙+㉚-㉛)		㉚	G46		
	飼料費	⑫	G12		㉙	G29	青色申告特別控除額		㉛	G47		
	農具費	⑬	G13	雑費	㉚	G30	所得金額 (㉚-㉛)		㉜	G48		
	農薬衛生費	⑭	G14	小計	㉛	G31	㉜のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		G49			
	諸材料費	⑮	G15	農産物以外期首	㉜	G32	● 青色申告特別控除については、「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。					
	修繕費	⑯	G16	農産物以外期末	㉝	G33	依頼所氏名(名称)					
	動力光熱費	⑰	G17	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉞	G34	電話番号					
			計 (㉜+㉝-㉞)	㉞	G35							



① 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区分	作付面積 (飼育) (頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭羽数)	農産物の 期首棚卸高		販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の 期末棚卸高	
			数量	金額			数量	金額
田	a	kg	kg	円	円	円	kg	円
畑								
果樹								
特殊施設	m							
農産物計	耕作面積	a		⑤				⑥
畜産物 その他	頭羽	頭羽						
合計					①	②		

雑収入	区分	金額
	合計	③

② 農産物以外の棚卸高の内訳（現金主義によっている人は、記入しないでください。）

区分	期首棚卸高		期末棚卸高	
	数量	金額	数量	金額
未収種農産物		円		円
販売用動物				
種苗飼・肥料農業諸材料				
その他				
合計		②		③

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現金	現物	合計	
	延日	円	円	円	円
その他（人分）					
計				②	G01

④ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
E01		歳	月	円	円	円	円
E02							
E03							
E04							
計			延べ従事月数			④	G03

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②、③、④の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②、③、④の欄に移記してください。

(令和八年分以降用)



令和 年分 フリガナ 氏名

㊦ 減価償却費の計算

令和八年分以降用

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	取得(成熟)年月 (元身)(年)(月)		取得価額 (償却保証額)(円)	償却の基礎 になる金額(円)	償却方法	耐用 年数 (年)	償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の 償却 期間(月)	⑤ 本年分の 普通償却費 (⑥×⑦×⑧)(円)	⑨ 割増(特別) 償却費 (円)	⑩ 本年分の 償却費合計 (⑨+⑧)(円)	⑪ 事業専 用割合 (%)	⑫ 本年分の必 経費算入額 (⑬×⑭)(円)	⑮ 未償却残高 (期末残高) (円)	摘要
	面積又は数量														
E01	M01		G01					12							
E02	M02		G02					12							
E03	M03		G03					12							
E04	M04		G04					12							
E05	M05		G05					12							
E06	M06		G06					12							
E07	M07		G07					12							
E08	M08		G08					12							
E09	M09		G09					12							
E10	M10		G10					12							
E11	M11		G11					12							
計														⑮	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

㊦ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育成費用の明細				④ 本年中に成 熟したもの の取得価額 (円)	⑤ 翌年への 繰越額 (①+②-④)(円)	⑥、⑦、⑧の欄の金額の 計算法
			② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費 (円)	③ 本年中の 肥料、農薬等 の投下費用 (円)	④ 小計 (②+③)(円)	⑤ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額 (円)			
計					⑧				

㊦ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積 数量 a・kg	支払額 (円)

㊦ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額 (円)	本年中の 利子割引料 (円)	左のうち必要 経費算入額 (円)

㊦ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額 (円)	左のうち必要 経費算入額 (円)	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 (円)

(注) ⑮、⑧の金額は、それぞれ1ページの⑮、⑧の欄に移記してください。



貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

令和八年分以降用

㉑ 貸倒引当金繰入額の計算 (現金主義によっている人は、記入しないください。)

		金額
個別評価による本年分繰入額 (「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の㉑欄の金額を書いてください。)	㉑	円
一括評価による本年分繰入額 年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額 本年分繰入限度額 (㉑×5.5%)	㉒	
繰入額	㉓	
本年分の貸倒引当金繰入額 (㉑ + ㉓)	㉔	

㉕ 青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	㉕	円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 (1ページの「損益計算書」の㉕欄の金額を書いてください。)	㉖	(赤字のときは0)
65万円又は55万円又は65万円又は55万円と㉖のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	㉗	
申告特別控除を受ける場合 青色申告特別控除額 (「65万円又は55万円-㉗」と㉖のいずれか少ない方の金額)	㉘	㉙
上記以外 10万円と㉖のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	㉚	
の場合 青色申告特別控除額 (「10万円-㉚」と㉖のいずれか少ない方の金額)	㉛	㉜

(注) ㉙、㉜の金額は、それぞれを1ページの㉕、㉖の欄に移記してください。

㉞ 本年における特殊事情

E01	
-----	--

資産の部				負債・資本の部			
科目	月日(期首)	月日(期末)	科目	月日(期首)	月日(期末)		
現金	G01	G25	買掛金	G50	G73		
普通預金	G02	G26	借入金	G51	G74		
定期預金	G03	G27	未払金	G52	G75		
その他の預金	G04	G28	前受金	G53	G76		
売掛金	G05	G29	預り金	G54	G77		
未収金	G06	G30		G55	G78		
有価証券	G07	G31		G56	G79		
農産物等	G08	G32		G57	G80		
未収穫農産物等	G09	G33		G58	G81		
未成熟の果樹 育成中の牛馬等	G10	G34		G59	G82		
肥料その他の貯蔵品	G11	G35		G60	G83		
前払金	G12	G36		G61	G84		
貸付金	G13	G37		G62	G85		
建物・構築物	G14	G38	貸倒引当金	G63	G86		
農機具等	G15	G39		G64	G87		
果樹・牛馬等	G16	G40		G65	G88		
土地	G17	G41		G66	G89		
土地改良事業 受益者負担金	G18	G42		G67	G90		
	G22	G46	事業主借		G94		
	G23	G47	元入金	G71	G95		
事業主貸		G48	青色申告特別控除 前の所得金額		G96		
合計	G24	G49	合計	G72	G97		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請 (この欄は新たに届出・申請等を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種類	事業の種類又は資産・設備の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法		摘要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価償却資産の取得年月日等を記入します。)
					現在の評価方法又は償却方法	採用した年	



L01 令和 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請等を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住所	フリガナ氏名
職業	電話番号

新たに届出を行う事項	廃業	G25	廃業年月日	元号	年	月	日
	青色申告取りやめ	G26	取りやめ年分	元号	年		
	資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請	G27		番号	番号	番号	番号

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日及び取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容等を4ページに記入します。届出等の番号は「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。

損益計算書（自 U01 月 日 至 U02 月 日）

（令和八年分以降用）

科目		金額 (円)		科目		金額 (円)	
収入金額	貸 貸 料	①	G01	必要経費		⑭	G14
	礼金・権利金料	②	G02			⑮	G15
		③	G03			⑯	G16
	計	④	G04		その他の経費	⑰	G17
必要経費	租 税 公 課	⑤	G05	計	⑱	G18	
	損 害 保 険 料	⑥	G06	差引金額 (④ - ⑱)	⑲	G19	
	修 繕 費	⑦	G07	専 従 者 給 与	⑳	G20	
	減 価 償 却 費	⑧	G08	青色申告特別控除前の所得金額 (⑲ - ㉑)	㉑	G21	
	借 入 金 利 子	⑨	G09	青色申告特別控除額 (65万円又は55万円又は10万円と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	G22	
	地 代 家 賃	⑩	G10	所得金額 (㉑ - ㉒)	㉓	G23	
	給 料 賃 金	⑪	G11	土地等を取得するために要した負債の利子の額	㉔	G24	
	⑫	G12					
	⑬	G13					

青色申告特別控除については、「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。
 ㉔欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。

依頼税理士等	事業所在地
	氏名 (名称)
	電話番号



令和 年分 ^{フリガナ} 氏名 _____

○減価償却費の計算

(令和八年分以降用)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元身)(年)(月)		①取得価額 (償却保証額)(円)	②償却の基礎 になる金額 (円)	償却 方法	耐用 年数 (年)	③償却率 又は 改定償却率 (%)	④本年 中の償却 期間(月)	⑤本年 分の普通 償却費 (③×④×⑥)(円)	⑦割増(特別 償却費) (円)	⑧本年 分の償却 費合計 (⑤+⑦)(円)	⑨貸付 割合 (%)	⑩本年 分の必要 経費算入 額 (⑧×⑩)(円)	⑪未償却 残高 (期末残高) (円)	摘要
	面積又は数量														
E01	M01		G01						—						
E02	M02		G02						—						
E03	M03		G03						—						
E04	M04		G04						—						
E05	M05		G05						—						
E06	M06		G06						—						
E07	M07		G07						—						
E08	M08		G08						—						
E09	M09		G09						—						
E10	M10		G10						—						
E11	M11		G11						—						
E12	M12		G12						—						
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等		左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円	円	
		権		
		更		
		賃		
		権		
		更		
		賃		

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金	左のうち必要 経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額



貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

(令和八年分以降用) ◎65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部				負 債 ・ 資 本 の 部			
科 目	月 日 (期首)	(円)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	(円)	月 日 (期末)
現 金	G01		G25	借 入 金	G50		G73
普 通 預 金	G02		G26	未 払 金	G51		G74
定 期 預 金	G03		G27	保 証 金 ・ 敷 金	G52		G75
そ の 他 の 預 金	G04		G28		G53		G76
受 取 手 形	G05		G29		G54		G77
未 収 賃 貸 料	G06		G30		G55		G78
未 収 金	G07		G31		G56		G79
有 価 証 券	G08		G32		G57		G80
前 払 金	G09		G33		G58		G81
貸 付 金	G10		G34		G59		G82
建 物	G11		G35		G60		G83
建 物 附 属 設 備	G12		G36		G61		G84
構 築 物	G13		G37		G62		G85
船 舶	G14		G38		G63		G86
工 具 器 具 備 品	G15		G39		G64		G87
土 地	G16		G40		G65		G88
借 地 権	G17		G41		G66		G89
公 共 施 設 負 担 金	G18		G42		G67		G90
	G21		G45		G70		G93
	G22		G46	事 業 主 借			G94
	G23		G47	元 入 金	G71		G95
事 業 主 貸			G48	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額			G96
合 計	G24		G49	合 計	G72		G97

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記入してください。)

E01	
-----	--

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請 (この欄は新たに届出・申請等を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種別	事業の種類又は資産・設備の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法		摘 要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価償却資産の取得年月日等を記入します。)
					現在の評価方法又は償却方法	採用した年	



L01 令和

年分所得税青色申告決算書（現金主義用）

令和 年 月 日

「新たに届出を行う事項」欄は、新たに届出・申請等を行う方のみが記入します。
 ※この欄を記載することで個人事業の廃業、青色申告の取りやめ、資産の評価方法等に関する届出を行うことができ、別途、届出書を提出する必要はありません。

住所	フリガナ氏名		元号	年	月	日
事業所所在地	電話番号	(自宅) (事業所)	元号	年		
業種名	屋号	加入団体名	番号	番号	番号	番号

個人事業の廃業又は青色申告の取りやめを行う方は、「廃業」欄又は「青色申告取りやめ」欄に「1」を記入し、廃業年月日及び取りやめ年分を記入します。

資産の評価方法に関する届出等を行う方は、「資産の評価方法・償却方法の届出又は変更承認申請」欄に提出する届出・申請の番号を記入し、届出内容等を2ページに記入します。届出等の番号は「青色申告決算書の書き方」をご確認ください。

収支計算書

(自 U01 月 日 至 U02 月 日)

科目	金額 (円)	
	収入金額	必要経費
売上	① G01	
家事消費等	② G02	
雑収入	③ G03	
計	④ G04	
仕入	⑤ G05	
給料賃金	⑥ G06	
利子割引料	⑦ G07	
地代家賃	⑧ G08	
減価償却費	⑨ G09	
	⑩ G10	
その他の経費	⑪ G11	
計	⑫ G12	
差引金額 (④ - ⑫)	⑬ G13	
専従者給与	⑭ G14	
	⑮ G15	
計	⑯ G16	
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬ - ⑯)	⑰ G17	
青色申告特別控除額	⑱ G18	
所得金額 (⑰ - ⑱)	⑲ G19	

(令和八年分以降用)

○青色申告特別控除額の計算

	金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	㉑ (赤字のときは0) 円
10万円と㉑のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	㉒
青色申告特別控除前の所得金額（「収支計算書」の⑰欄の金額を書いてください。）	㉓ (赤字のときは0)
青色申告特別控除額（「10万円 - ㉒」と㉓のいずれか少ない方の金額）	㉔

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
E01		歳	月	円	円	円	円
E02							
計	延べ従事月数	G20					G21

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
E03	歳	月	円	円	円	円
E04						
E05						
その他 (人分)						
計	延べ従事月数	G22				G23

依頼税理士等	事業所所在地
	氏名 (名称)
	電話番号



○減価償却費の計算

(令和八年分以降用)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元号) (年) (月)		①取得価額 (償却保証額) (円)	②償却の基礎 となる金額 (円)	償却 方法	耐用 年数 (年)	④償却率 又は 改定償却率 (%)	⑤本年 中の償却 期間(月)	⑥本年分の 普通償却費 (②×④×⑤)(円)	⑦割増(特別) 償却費 (円)	⑧本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)(円)	⑨事業専 用割合 (%)	⑩本年分の必 経費算入額 (⑧×⑨)(円)	⑪未償却残高 (期末残高)(円)	摘要	
	面積又は数量															
E01	M01		G01					—								
			()					—								
E02	M02		G02					—								
			()					—								
E03	M03		G03					—								
			()					—								
E04	M04		G04					—								
			()					—								
E05	M05		G05					—								
			()					—								
E06	M06		G06					—								
			()					—								
E07	M07		G07					—								
			()					—								
E08	M08		G08					—								
			()					—								
E09	M09		G09					12								
			()					12								
計																

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	年末現在の借入金等の金額	本年中に支出した利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した賃借料・権利金	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	
		円	円

○本年における特殊事情

E12	
-----	--

所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出・変更承認申請 (この欄は新たに届出・申請等を行う方のみが記入します)

届出又は変更承認申請の別	届出又は変更承認申請を行う資産の種類	事業の種類又は資産・設備の種類	資産の区分又は構造・用途・細目	採用しようとする新たな評価方法又は償却方法	現在の評価方法又は償却方法	採用した年	摘要 (評価方法の変更年分や変更理由、減価償却資産の取得年月日等を記入します。)